

サイバーセキュリティ人財育成研修業務企画提案募集要領

1 目的及び概要

デジタル化が急速に進展する中で、サイバー攻撃への脅威が増大しており、県内企業においてもデジタル技術の性質を踏まえたセキュリティ対策が急務となっていることから、サイバーセキュリティの知見を有する県内デジタル人財を育成することを目的として、「サイバーセキュリティ人財育成研修業務」を実施することとしました。

つきましては、業務委託先を選定するため、以下のとおり企画提案を募集します。

2 企画提案を募集する業務

別紙「サイバーセキュリティ人財育成研修業務委託仕様書」(案)のとおりに。

3 応募資格

応募資格を有する方は、応募する時点で、次の要件を全て満たす方とします。

- (1) 青森県内に事務所又は事業所を有する法人又は個人事業主であること。
- (2) 当該事業を的確に遂行できる能力を有すること（総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類並びに労働者名簿、出勤簿及び賃金台帳等の労働関係帳簿を整備していること。）。
- (3) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む）や政党などを推薦、支持又は反対する目的の団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体や個人でないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本県における一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (5) 青森県発注の契約に係る指名停止処分を受けている期間中でないこと。
- (6) 国税及び地方税等の滞納がないこと。

4 委託件数及び予算額

- ・ 委託件数 1件
- ・ 予算額 1,442,000円（消費税及び地方消費税含む）

5 委託契約期間

委託契約日から令和8年2月27日(金)まで

6 事業実施までの流れ

- (1) 質問書の提出期限
令和7年7月24日（木）17時
- (2) 応募期限
令和7年7月31日（木）17時

- (3) 書類審査
令和7年8月上旬（予定）
- (4) 委託契約締結
令和7年8月下旬（予定）

7 企画提案に係る質問

- (1) 質問は、質問書（様式3）により、下記14のアドレスへ電子メールによりご提出ください。
- (2) 企画提案に関する質問のみ受け付け、審査方法等に関する質問は受け付けません。ただし、一般的事項に関しては、随時電話や電子メールにより照会して差し支えないこととします。
- (3) 質問の受付は、令和7年7月24日（木）17時までとします。
- (4) 質問に対する回答は、質問者に回答するほか、県のホームページに質問者名を伏せて掲載します。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わると判断したものは、質問者へのみ回答します。

8 応募方法

以下のア～オの書類を下記14のアドレスへ電子メールによりご提出ください。

- ア 令和7年度サイバーセキュリティ人材育成研修業務企画提案書（様式1）
- イ 令和7年度サイバーセキュリティ人材育成研修業務企画提案内容（様式2）
- ウ 経費積算書（様式任意 日本産業規格A4）
- エ 提案者に関する資料（会社案内等）
- オ その他企画提案を説明するために必要な書類

9 審査の方法及び選定基準等

- (1) 審査の方法
 - (2) の選定基準を基に総合的に評価し、書類審査により委託事業者を決定します。
- (2) 選定基準
 - ア 事業の実施体制やスケジュール、経費は適正か。
 - イ 研修の企画案は具体的かつ効果的な提案内容となっているか。
 - ウ 参加者の募集方法は効果的か。
 - エ 過去3年間程度の類似業務の実績で、本業務の実施に資するものがあるか。

10 選定結果及び契約の締結

- (1) 選定結果
選定結果は、採否を問わず提案者に対して、文書によりお知らせします。
- (2) 委託契約の締結
 - ア 委託業務の成果等は、原則として青森県に帰属します。
 - イ 委託契約の締結は、地方自治法や青森県財務規則をはじめとする諸規程に基づき締結します。
 - ウ 企画提案業務の内容については、調整の上、変更することがあります。

11 業務結果報告及び委託費の請求

(1) 業務実施結果報告

委託業務の受託者は、業務完了後、速やかに業務実施結果報告書を提出する必要があります。

(2) 委託費の請求

県が実施する完了検査に合格した後、委託費の請求が可能となります。

12 留意事項

(1) 本事業は、県からの委託業務として実施します（補助金ではありません）。

(2) 委託業務の実施に当たっては、委託契約書及び仕様書に従っていただきます。また、業務の受託により得られた情報等については、委託業務終了後においても守秘義務がありますので、留意してください。

(3) 委託費による財産の取得は認められません。

(4) 提出された企画提案書等については返却しません。

(5) 企画提案書等の提出に係る経費は提案者が負担してください。

13 情報公開・情報提供

本業務の取組状況や成果については、随時、県のホームページや広報紙等で公開する場合があります。

14 問い合わせ先・応募窓口

〒030-8570

青森県青森市長島一丁目1番1号（県庁南棟3階）

青森県総合政策部 DX推進課 産業・しごとDXグループ 担当：坂本

電話：017-734-9418

電子メール：dxsuishin@pref.aomori.lg.jp

URL：https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/seisaku/dxsuishin/R7_cyber_koubo_00.html